

いっしょにおさらい!

年金制度の基礎知識

安心して暮らすために欠かせない公的年金。その仕組みや 最近の変更点など、知っておきたい基礎知識を紹介します。

監修／社会保険労務士・望月厚子



公的年金制度の 基本をおさらい!

賦課方式と積立方式

公的年金制度の財源を準備する方法は、大きく次の2種類があります。

賦課(ふか)方式

年金支給のための財源を、その時々々の現役世代が納める保険料でまかなう仕組みです。現役世代から年金受給世代への「仕送り」のような助け合いの意味を持ち、「世代間扶養」とも呼ばれています。

積立方式

将来自分が受け取る年金を、現役時代に自ら積み立てて用意する方式です。急激なインフレが起きた際などは、実質的な価値が目減りするリスクがあります。

日本は「賦課方式」が基本!

賦課方式の最大のメリットはインフレに強いことです。物価や賃金の上昇に合わせて保険料や年金額を改定できるため、経済状況の変化に対応しやすくなります。

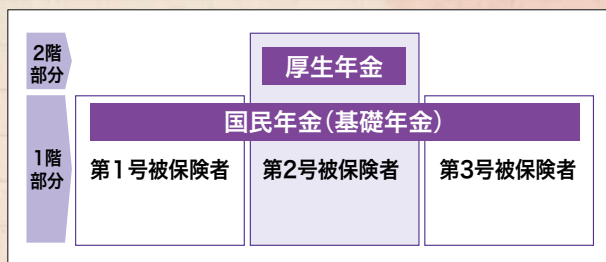
少子化が進んだらどうなる…?

保険料を負担する担い手が減るので、保険料の増額や年金額の削減が必要になります。そこで国は、保険料の一部を積立金として運用しています。この収益を将来の年金給付にあてることで、次世代の保険料負担が重くなりすぎないように調整しています。



公的年金制度は2階建て構造

日本の公的年金は2階建て構造で、働き方などによって加入する制度や将来受け取る年金の種類が異なります。1階部分は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入する「国民年金(基礎年金)」。2階部分は、会社員や公務員などが加入する「厚生年金」です。



公的年金制度の被保険者は「3種類」に分類できます

第1号被保険者

農業者、自営業者、フリーランス、学生、無職の方など、第2号被保険者にも第3号被保険者にも該当しない20歳以上60歳未満の方です。ご自身で国民年金保険料を納める必要があります。



第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金に加入している方です。パートタイマーやアルバイトでも、従業員数51人以上の企業で週20時間以上勤務、年収約106万円以上など、一定の条件を満たす場合は厚生年金に加入します。なお、厚生年金加入者でも、65歳以上で老齢年金の受給権がある場合は第2号被保険者にはなりません。



第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方です。20歳以上60歳未満で、年収130万円未満かつ配偶者の年収の2分の1未満、日本国内に居住していることなどが条件です。自身で保険料を納める必要はありませんが、パート収入が増えるなど一定の条件を満たすと対象外となります。



3つの年金給付



老齢年金

老後の生活を支える年金で、原則65歳から受給しますが、受給開始を60歳から64歳の間に早める繰上げ受給、あるいは66歳以降75歳までの間に遅らせる繰下げ受給も可能です。なお、繰上げ受給は年金額が減額、繰下げ受給は増額され、その額は生涯続きます。「老齢基礎年金」のほか、一定の勤務経験があれば「老齢厚生年金」を上乗せして受け取れます。

障害年金

病気やけがで一定の障害状態になり、生活や仕事に支障が出たときに、現役世代の方も含めて受け取れます。原因となった病気やけがで初めて受診したとき(初診日)に加入していた制度により「障害基礎年金」または「障害基礎年金+障害厚生年金」が受け取れます。がんなどの内部疾患、うつ病などの精神疾患の場合も対象となります。

遺族年金

年金加入者や受給者が亡くなった際、その方に生計を維持されていた遺族が受け取れる年金です。「遺族基礎年金」は子^{*}のある配偶者や子が対象ですが、「遺族厚生年金」は子のない配偶者や父母なども対象となります。2028年度から制度改正が予定されていますが、現在受給中の方への影響はありません。

※18歳到達年度の末日まで。または、20歳未満で障害年金の障害等級が1級または2級の状態。

いずれの年金も、受給するには保険料納付要件などがあります。

届いたらすぐに確認! 受給中に届く通知書

日本年金機構から届くさまざまな通知書。見方がわからずそのままにいませんか? 大切な情報が詰まっています。必ず開封して内容を確認しましょう。

【年金振込通知書の見方】

年金振込通知書		(振込予定日) 年 月 日	
年金の制度・種類		年金	
基礎年金番号・年金コード		振込先 ※1	
各支払期の支払額、年金から特別徴収(控除)する額および控除後振込額※2		受給権者氏名	
	令和 年 月 分の 各月支払額	令和 年 月 分の 各月支払額	令和 年 月 分の 各月支払額
年金支払額	①	円	円
介護保険料額	②	円	円
所得税額および復興特別所得税額	③	円	円
個人住民税額および森林環境税額	④	円	円
控除後振込額	⑤	円	円
参考: 前回支払額 (令和 年 月 分の)	円	円	円

※1 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます。
 ※2 支払額の変更が予定されている方は、令和8年4月までの記載がありません。
 ※3 8月以降の介護保険料等の額は、6月と同じ額を記載しています。実際に特別徴収される額は、市区町村からご本人に通知される決定通知書の金額になります。詳細については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

印影

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金振込通知書にかかる注意事項等

1 振込予定日

振込日は原則前月末日の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金曜日の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

2 注意事項

- 各支払期に切り替わった際の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、額を加算してお支払いします。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、その都度「年金振込通知書」をお送りします。
- 上面の「年金振込通知書」の「年金支払額」欄に「#」印が表示されている場合、遅延特別加算金が含まれています。

3 年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、個人住民税および森林環境税を特別徴収しています。
- 国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

年金から特別徴収する保険料等の金額は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

年金振込通知書って?

毎年6月に金融機関等の口座振込で年金を受け取っている方に対して、6月から翌年4月までの毎回の振込金額をお知らせするものです。

① 年金支払額

1回(2か月分)に支払われる年金額(額面金額)です。ここから税金や社会保険料が差し引かれます。

② 介護保険料額

年金から天引き(特別徴収)される介護保険料の予定額です。決定額は、市区町村からの通知で確認できます。

③ 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)

75歳以上の方の後期高齢者医療保険料や、国民健康保険料(税)が天引きされる場合に記載されます。

④ 所得税額および復興特別所得税額

支払われる年金額に応じた所得税と復興特別所得税の額です。

⑤ 個人住民税額および森林環境税額

年金から天引きされる個人住民税額です。2024年度からは、新たに「森林環境税」(年額1,000円)が含まれています。

⑥ 控除後振込額

年金支払額から税金や社会保険料を差し引いた、実際に口座に振り込まれる「手取り額」です。

【その他通知書の種類】

年金決定通知書・支給額変更通知書

年金の受取額(年額)に変更があった場合に、その内容を知らせるものです。例えば、働きながら年金を受け取る方の収入額が変わったことで、在職老齢年金制度による支給停止額が変更された際に届きます。

公的年金等の源泉徴収票

確定申告に必要な書類で、毎年1月ごろに届きます。なお、令和7年度税制改正により、公的年金の源泉徴収とされない年金額の範囲が拡大します。

★「どうい通知書かわからない」「読み方がわからない」場合などは年金事務所等に相談しましょう。

ねんきんネットでも確認ができます!

パソコンやスマートフォンを持っている場合は、「マイナポータル」から「ねんきんネット」の利用登録をしておきましょう。「ねんきんネット」で「電子送付」の希望登録をすると、パソコンやスマートフォンから電子版の源泉徴収票を取得したり、年金記録を確認できたりして便利です。

●「お知らせ」で電子版の源泉徴収票を受け取れます

●マイナポータルからねんきんネットにログインすると年金記録が確認できます

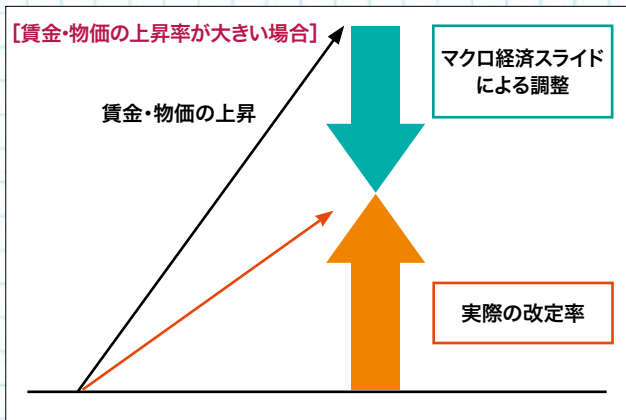
登録方法などの詳細については日本年金機構のホームページをご覧ください。



【知っておきたい！ 年金キーワード】

【マクロ経済スライド】

現役世代の減少や平均余命の延びに合わせ、年金額を調整する仕組み。年金額は賃金や物価の上昇に応じて上がりますが、物価が上がっても、年金額の伸びを少し抑えることで、次世代の年金財源を確保します。



【加給年金】

厚生年金に20年以上加入した方が65歳になった際、その方に生計維持されている配偶者や子がいる場合、上乗せされます。原則として配偶者が65歳、子が18歳到達年度の末日(P4※参照)になるとそれぞれの加算がなくなります。

【振替加算】

配偶者の加給年金が打ち切られた後、その配偶者自身の老齢基礎年金に加算されるものです。1966年4月1日以前に生まれた方が対象で、生年月日によって加算額が異なります。

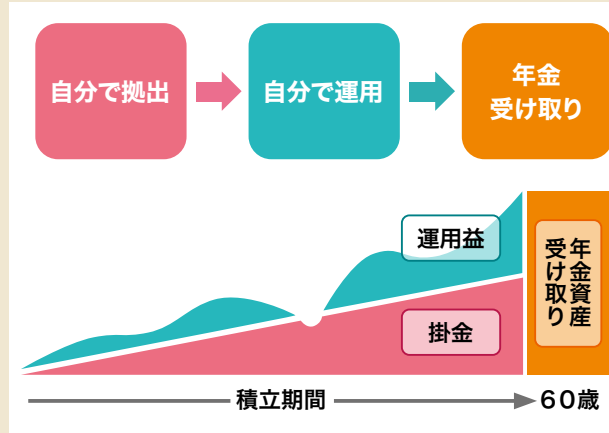
【任意加入制度】

60歳時点で納付期間が40年に満たない場合、希望すれば60歳から65歳までの間に国民年金に任意加入して保険料を納め、老齢基礎年金を満額に近づけることができます。ただし、厚生年金加入中の方は利用できません。

番外編

個人型確定拠出年金(iDeCo)ってなに？

公的年金に上乗せして備える「私的年金」の一種で、加入は任意です。自分で決めた掛金(上限あり)を、定期預金や投資信託など自分で選んだ方法で運用します。原則60歳以降に、積み立てた掛金と運用益を年金または一時金・一時金と年金の組み合わせとして受け取れます。



加入資格

公的年金制度の被保険者(第1号・第2号・第3号・国民年金の任意加入)が加入できます。ただし、農業者年金の加入者や、国民年金保険料を免除されている方などは加入できません。

メリット

以下3つの税制優遇が受けられます。

- ① 掛金が全額所得控除になり所得税・住民税が軽減される
- ② 運用益が非課税になる
- ③ 受け取り時にも一定額まで控除が受けられる

デメリット

掛金と運用益は原則60歳まで引き出せないため、急な出費には対応できません。また、加入時や運用期間中に所定の手数料がかかります。投資信託などで運用する場合は、運用の結果次第で資産が目減りする可能性があります。